

こども基本法

日本では、子どもの生命や幸せに暮らす権利を守るために、2022年6月、「こども基本法」が制定されました。国や自治体はもとより、すべての大人が子どものための取り組みを考え、子どもの意見を聞いて取り組みに反映させていくことを定めています。

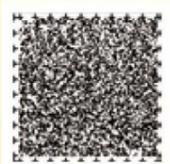
「こども基本法」は、子どもを権利の主体者としてとらえ、子どもを取り巻く問題の解決に向けて取り組みを推進する大切な法律です。



久留米市内中学3年生の作品 <2022年度人権作品集より>



久留米市内中学3年生の作品 <2022年度人権作品集より>



久留米市における子ども子育て支援のとりくみ

子どもの権利等啓発事業

市立小学校の4年生を対象に、CAPプログラム^(※)を活用し、子ども自らの相談する力、SOSを発信する力を育てています。

※子どもがさまざまな暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム



子ども食堂

久留米市内には、地域や民間団体などによる子ども食堂が10か所以上あり、それぞれ地域の实情に応じて運営されています。

久留米市子ども支援ガイドブック

子育て支援、保育、教育に関わる支援者が、支援に必要な情報（支援制度、相談機関）を把握し、具体的な支援に活用するためのガイドブックを作成しています。

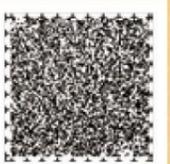


子どもの福祉や児童虐待の相談・通告

久留米市家庭子ども相談課や福岡県久留米児童相談所では、子どもの福祉や児童虐待の相談・通告に対応しています。

セーフコミュニティ

久留米市は、安心して生活できる安全なまちづくりを目指し、セーフコミュニティ活動を推進しています。「子どもの安全」を重点取組の一つに位置付け、市民・行政・関係機関などが連携した取組をすすめています。



子育て支援拠点施設

児童センター、子育て交流プラザ「くるるん」、地域子育て支援センターでは、親子で自由に遊ぶ場があり、子育てに関する講座を受けることができます。



校区・地域子育てサロン

小学校区・地域ごとに月1~2回、校区コミュニティセンター等で就学前の子どもおよび保護者を対象とした子育てサロンを実施しています。